

議案第 87 号

自立支援ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 13 日提出

清水町長 阿 部 一 男

自立支援ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例

自立支援ホームヘルプサービス条例(平成 12 年清水町条例第 27 号)
の一部を次のように改正する。

第 7 条中「社会福祉法人清水町社会福祉協議会に委託する」を「社
会福祉法人等に委託できる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。